

第1号様式（第5条関係）

伝統文化の森推進事業補助金交付申請書

(あて先) 京都市長	年 月 日
申請団体の所在地	申請団体の名称及び代表者名（記名押印又は署名）

京都市補助金等の交付等に関する条例第9条の規定により補助金の交付を申請します。	
申請事業名	
申請理由	
申請する事業の必要性及び内容	
申請事業に要する経費	
交付を受けようとする補助金の額	
事業実施期間	年 月 日から 年 月 日
添付書類	

第2号様式（第7条関係）

番 号
年 月 日

<申請者>様

京 都 市 長
(担当 産業観光局農林振興室林業振興課)

平成 年度伝統文化の森推進事業補助金の交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で申請のありました平成 年度伝統文化の森推進事業補助金につきましては、下記のとおり交付（不交付と）することに決定しましたので、京都市補助金等の交付等に関する条例第12条第1項の規定により通知します。

記

1 交付予定金額 金 円

2 交付条件

- (1) 補助金は、本事業以外に支出してはいけません。
- (2) 事業計画に基づき実施してください。
- (3) 事業の内容を変更又は廃止しようとするときは、あらかじめ伝統文化の森推進事業補助金交付要綱第9条第2項に基づき、承認を受けてください。
- (4) 本事業の完了後は、速やかに実績報告書を提出してください。
- (5) 補助金の交付に関し必要な事項について、報告を求め、検査し、又は指示することがあります。
- (6) 補助金の概算払を受けようとするときは、伝統文化の森推進事業補助金交付要綱第8条に基づき、概算払請求書を提出してください。
- (7) 京都市補助金等の交付等に関する条例第22条第1項に掲げる各号の一に該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、若しくは交付額を変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることがあります。
- (8) 京都市補助金等の交付等に関する条例第16条第1項に掲げる書類を整備し、補助事業完了の翌年度から起算して10箇年間保管してください。
- (9) その他京都市補助金等の交付等に関する条例、伝統文化の森推進事業補助金交付要綱を遵守してください。

※不交付の場合

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求することができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求することができなくなります。

第3号様式（第8条関係）

伝統文化の森推進事業補助金概算払請求書

（あて先）京都市長	年 月 日
申請団体の所在地	申請団体の名称及び代表者名（記名 押印又は署名）

伝統文化の森推進事業補助金交付要綱第8条の規定により補助金の概算払を請求します。			
事業の名称			
交付決定日及び 決定番号	年 月 日 第 号		
交付決定額	円		
受領済補助金額	円		
概算払請求額	円		
概算払請求額の内訳	経費内容	金額	積算内訳

第4号様式（第9条関係）

伝統文化の森推進事業補助金変更承認申請書

(あて先) 京都市長	年 月 日
申請団体の所在地	申請団体の名称及び代表者名（記名押印又は署名）

伝統文化の森推進事業補助金交付要綱第9条の規定により補助事業等の内容等の変更を申請します。	
申請事業名	
申請理由	
申請する事業の必要性及び内容	
申請事業に要する経費	
変更理由	
交付を受けようとする補助金の額	
事業実施期間	年 月 日から 年 月 日
添付書類	

注 該当する項目のみ、変更前を上段に括弧書きで、変更後を下段に記入すること。

第5号様式（第9条関係）

年 月 日

（あて先）京都市長

所在地
名 称
代表者名（記名押印又は署名）

伝統文化の森推進事業補助金中止・廃止承認申請書

年 月 日付け第 号で補助金の交付の決定があった事業について、

中止
廃止 したいので、伝統文化の森推進事業補助金交付要綱第9条第2項の

規定に基づき承認されたく申請します。

記

1 中止・廃止の理由

注 該当する□にレ点を記入してください。

第6号様式（第10条関係）

伝統文化の森推進事業補助金実績報告書

(あて先) 京都市長	年 月 日
補助団体の所在地	補助団体の名称及び代表者名（記名押印又は署名）

京都市補助金等の交付等に関する条例第18条の規定により事業の実績を報告します。	
補助事業名	
事業実施期間	年 月 日から 年 月 日
補助事業に要した経費	金 円
補助を受けた補助金の額	金 円
補助事業の概要及び効果	<p>【概要】</p> <p>【効果】</p>
添付書類	